

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部一般廃棄物指導課（06-6630-3275） 環境局事業部事業管理課（06-6630-3238）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可の取消し等
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第5項の規定により、大阪市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者が違反行為等を行った場合に、大阪市長が事業の停止や許可の取消しを行う。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3、第7条の4
処分基準	<p>I 事業の停止（第7条の3）</p> <p>市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>（1）この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>（2）その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。</p> <p>（3）第7条第11項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>II 許可の取消し（第7条の4）</p> <p>市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>（1）第7条第5項第4号ハ若しくはニ（第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに該当するに至ったとき。</p> <p>（2）第7条第5項第4号リからルまで（同号ハ若しくはニ（第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>（3）第7条第5項第4号ホに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>（4）第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき（前3号に該当する場合を除く。）</p> <p>（5）前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>（6）不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可（同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。）又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が第7条の3第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000018676.html
備考	